



大阪労働局発表
平成29年1月30日

労働基準部監督課
電話 06(6949)6490

近畿2府4県労働局が634箇所の建設現場を一斉監督

滋賀労働局（局長 大山 剛二）、京都労働局（局長 井内 雅明）、大阪労働局（局長 苧谷 秀信）、兵庫労働局（局長 小林 健）、奈良労働局（局長 吉野 彰一）、和歌山労働局（局長 中原 正裕）の近畿2府4県労働局では、建設業における労働災害防止を図るため、労働災害が多発する12月に一斉監督を実施し、その結果を、以下のとおり、取りまとめた。

〈概要〉

- 1 対 象 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山労働局管内
の建設工事現場 現場
- 2 期 間 平成28年12月
- 3 実施結果 ※ 詳細は、別紙参照
 - ① 監督実施634現場のうち405現場（63.9%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。
 - ② 主な法違反は、
足場や作業床からの墜落・転落防止に関する違反が622事業場
安全衛生管理面に関する違反が337事業場
であった。
 - ③ 違反が認められた405現場のうち、特に労働災害の急迫した危険が認められた62現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。

【今後の方針】

今回の一斉監督において労働災害防止対策が徹底されていない現場が6割以上認められたこと、休業4日以上労働災害の約1割は建設業で発生し、特に、死亡災害については、全産業に対して建設業の占める割合が最も高いことから、今後も、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法令違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処する。

また、大阪労働局では、特に、墜落・転落災害防止のため、「ゼロ災大阪命綱GO活動」の普及を促進する。

1 監督実施状況

工事別		監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 〔対(A)〕	うち作業停止 等命令現場数 (C)	作業停止等 命令率 〔対(B)〕
滋賀	建築	18	11	61.1%	3	27.3%
	土木	11	7	63.6%	0	0.0%
	解体	2	0	0.0%	0	0.0%
	その他	5	2	40.0%	2	100.0%
	計	36	20	55.6%	5	25.0%
京都	建築	78	60	76.9%	16	26.7%
	土木	18	10	55.6%	1	10.0%
	解体	1	1	100.0%	0	0.0%
	その他	6	6	100.0%	0	0.0%
	計	103	77	74.8%	17	22.1%
大阪	建築	117	74	63.2%	12	16.2%
	土木	16	1	6.3%	0	0.0%
	解体	2	2	100.0%	0	0.0%
	その他	19	9	47.4%	1	11.1%
	計	154	86	55.8%	13	15.1%
兵庫	建築	123	104	84.6%	13	12.5%
	土木	14	7	50.0%	0	0.0%
	解体	2	0	0.0%	0	0.0%
	その他	10	7	70.0%	0	0.0%
	計	149	118	79.2%	13	11.0%
奈良	建築	34	16	47.1%	4	25.0%
	土木	27	13	48.1%	0	0.0%
	解体	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	0	0.0%	0	0.0%
	計	62	29	46.8%	4	13.8%
和歌山	建築	64	46	71.9%	9	19.6%
	土木	60	26	43.3%	1	3.8%
	解体	1	0	0.0%	0	0.0%
	その他	5	3	60.0%	0	0.0%
	計	130	75	57.7%	10	13.3%
合計	建築	434	311	71.7%	57	18.3%
	土木	146	64	43.8%	2	3.1%
	解体	8	3	37.5%	0	0.0%
	その他	46	27	58.7%	3	11.1%
	計	634	405	63.9%	62	15.3%

2 主な違反事項

違反事項類別	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	違反事業場数	主な内容
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	15	67	64	114	17	60	337	・元請事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29 等) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	24	124	117	236	21	100	622	・足場等の作業床未設置または安全帯等未使用(安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部等手すり等無しまたは安全帯等未使用(安衛則519、653)
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	0	0	3	0	0	0	3	・地山の崩壊等危険場所における土止等措置未実施(安衛則361) ・掘削作業時の運搬機械等運行経路未周知(安衛則364)
【労働衛生関連】 ・アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・酸欠作業 ・有機溶剤作業	2	6	9	7	1	7	32	・アーク溶接作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27) ・有機溶剤を使用した作業等における有効な送気マスク等の不使用(有機則33)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	0	3	3	9	0	0	15	・型枠支保工のパイプサポートの不備(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則245)
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	0	4	3	1	0	4	12	・丸のこ盤に歯の接触予防装置が設けられていない(安衛則123)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	9	12	2	13	9	22	67	・建設機械を運転する資格を持たない者が運転(安衛令20(12)) ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則155) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	1	5	2	9	2	1	20	・玉掛けの資格を持たない者が同作業実施(安衛令20(16)) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・厚生労働大臣の定める基準に不適合な移動式クレーンの使用(クレーン則64)